

簡易公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示

次のとおり企画提案書の提出を招請します。

令和8年10月9日

独立行政法人日本芸術文化振興会
理事長 長谷川 眞理子

1. 業務概要

- (1) 業務名 舞台付きレストラン（仮称）の基本計画策定に係るアドバイザー業務
- (2) 業務内容 「国立劇場の再整備に係る整備計画」に基づき、伝統芸能と食文化などを組み合わせて体験できるようなイベントスペースとして整備する舞台付きレストラン（仮称）について、長期にわたり持続可能な事業運営を実現するための基本計画の策定に際し、民間事業者の創意工夫やノウハウの積極的な活用による施設整備及び維持管理・運営手法の導入可能性を調査・検討し、独立行政法人日本芸術文化振興会における舞台付きレストラン（仮称）の基本計画策定に係る支援を行うアドバイザー業務である。
- (3) 履行期間 契約締結日の翌日から令和10年3月31日（金）まで

2. 参加資格

- (1) 独立行政法人日本芸術文化振興会会計規程第16条及び第17条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 文部科学省における令和7・8年度の設計・コンサルティング業務に係る一般競争（指名競争）参加資格において「その他のコンサルティング業務」の認定を受けている者又は独立行政法人日本芸術文化振興会一般競争（指名競争）参加資格において、令和8年度の「役務の提供等」で「A」、「B」又は「C」等級の認定を受けている者（全省庁統一資格において「関東・甲信越地域」における当該資格を有する者は、同等級の認定を受けている者とみなす。）であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後に一般競争参加資格の再認定を受けている者であること。）。
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記（2）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 企画提案書の提出期限の日から企画提案書の特定の日までに、独立行政法人日本芸術文化振興会、文部科学省又は文部科学省関係機関から取引停止又は指名停止の処分を受けていないこと。
- (5) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして文部科学省発注の設計・コンサルティング業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと（詳細は募集要領による。）。
- (6) 平成23年4月以降に元請として履行を完了した、次の業務の実績を有すること（共同体等グループの構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。
 - ・PPP／PFI関係コンサルタント業務
- (7) 次の①から③までに掲げる業務担当者を配置できること。ただし、総括担当者と主任担当者の兼務は不可とし、②の主任担当者と③の主任担当者の兼務は可とする。①の総括担当者及び②の主任担当者は、本業務に専念できる者であり、企画提案書提出者の組織と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者であること。

- ①総括担当者（１名）
- ②ＰＰＰ／ＰＦＩ導入可能性調査及び基本計画案の取りまとめを担当する主任担当者（１名）
- ③建築、設備等に係る設計と条件の整理を担当する主任担当者（１名）（ただし、一級建築士又は建築設備士の資格を有する者に限る。）
- （８）契約担当役（独立行政法人日本芸術文化振興会理事長）が別に指定する反社会的勢力に該当しない旨の誓約書に誓約できる者であること。
- （９）「国立劇場再整備等事業」の入札（令和８年３月３１日公告）に参加を表明している者（構成員及び協力企業を含む。）でないこと。

３．企画提案書を特定するための評価基準

- （１）業務担当予定者の能力
- （２）企画提案書の提出者の能力
- （３）業務の実施方針
- （４）課題に対する提案
- （５）ワーク・ライフ・バランス等の推進に係る評価

４．手続等

- （１）提出場所、契約条項を示す場所、募集要領等の交付場所及び問合せ先
〒１０２－８６５６ 東京都千代田区隼町４番１号
独立行政法人日本芸術文化振興会
財務部契約課国立劇場再整備担当室 下村・石村
電話番号 ０５０－１７５４－５９８１（直通）
- （２）募集要領等の交付期間及び方法
令和８年１０月９日（金）から令和８年１１月１７日（火）まで、独立行政法人日本芸術文化振興会ＨＰ（トップページ＞調達情報＞入札情報一覧）又は上記（１）にて交付する。募集要領等の交付は無料とする。
- （３）企画提案書の提出期限、場所及び方法
令和８年１１月１７日（火）午後５時まで
上記（１）に持参又は郵送（提出期間内必着、書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）により提出すること。電送によるものは受け付けない。
※（１）～（３）の受付は、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前１０時から午後５時までとする。

５．その他

- （１）手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- （２）契約保証金 免除
- （３）虚偽の内容が記載されている企画提案書は、無効とする。
- （４）契約書作成の要否 要
- （５）誓約書の遵守 上記２．（８）の誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約に反することとなったときは、当該者の企画提案書又は契約を無効とするものとする。
- （６）関連情報を入手するための照会窓口 上記４．（１）に同じ。
- （７）「独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について」（独立行政法人日本芸術文化振興会ＨＰトップページ＞調達情報）を参照の上、その内容について同意了承すること。（参照：<https://www.ntj.jac.go.jp/about/procurement/info.html>）
- （８）詳細は募集要領等による。

以上